

1. 調査対象車両と使用する調査票

車種 自家用・事業用の別		乗 用 車		貨 物 車 (トレーラを含む)			特 種 車 (トレーラを含む)	
		軽	普通 小型	軽	小型・普通		小型・普通	
					(車両総重量8t未満)	(車両総重量8t以上)	(車両総重量8t未満)	(車両総重量8t以上)
自家用	一 般	別表第6	別表第6	別表第6	別表第5 (トレーラ:別表第5)	別表第3 (トレーラ:別表第4)	別表第5 (トレーラ:別表第5)	別表第3 (トレーラ:別表第4)
	レンタカー	別表第5	別表第5	別表第5	別表第3 (トレーラ:別表第4)	別表第3 (トレーラ:別表第4)		
事 業 用		別表第3	別表第3	別表第6	別表第3 (トレーラ:別表第4)	別表第3 (トレーラ:別表第4)	別表第3 (トレーラ:別表第4)	別表第3 (トレーラ:別表第4)

2. 調査期間:調査票到着の日～令和8年11月27日(金)

3. 提出期限:令和8年11月27日(金)

4. 提出先:WEBにて回答

5. 調査票の記入要領及び注意事項等

(1)自動車の用途、車種等に応じた調査票を用いて、継続検査で入庫した点検・整備前の車両について記入して下さい。

(2)点検の結果、道路運送車両の保安基準(独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程等を含みます。)に不適合と判定した場合には「×」を、現在は適合しているが次回の定期点検時期までに適合しなくなる可能性が高い、と判定した場合には「△」を記入して下さい。

なお、基準等に適合していると判定した場合には、判定欄に何も記入しないで下さい。

(3)自動車製作者(メーカー)が定めている定期交換部品についても、点検時の部品の状態を判定し、不適合と判定した場合には「×」を、適合しなくなる可能性が高いと判定した場合には「△」を判定欄に記入して下さい。

(4)下表に掲げる点検箇所の油漏れの状態は、次により判定して下さい。

に じ む :パッキン、ガスケット部分及びその周辺が湿っているもの。

た ま る :油滴がたまっているが、滴下を認めないもの。

油滴が落ちる :油滴となって落下し、床面に油のあとが残るもの。

点 検 箇 所	油 漏 れ の 状 態		
	にじむ	たまる	油滴が落ちる
パワー・ステアリング装置	—	△	×
ショック・アブソーバ	—	△	×
トランスミッション	—	△	×
デファレンシャル	—	△	×
エンジン各部	—	△	×
ブレーキ装置	×	×	×
燃料装置	×	×	×

※「—」は空欄を示す。

(5)調査票記入後に、調査対象車両にない部位の点検項目の判定欄に「×」または「△」が記載されていないかどうか、再度確認して下さい。

- (例) ・前輪駆動車(FF車) → プロペラシャフトの連結部の緩み
・オートマチック車 → クラッチペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間
・ディーゼル車 → 排出ガス(CO・HC)

(6)その他については、裏面を参照のうえ記入して下さい。

【例：自動車点検基準別表第6関係の調査票】

この他の調査票についても、同様に記入して下さい。

1. 車両概要 (自動車検査証により、空欄に必須項目を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。)

自動車検査証から転記して下さい。

初 度 登 録 年 月	S・H・R		年		月	
使用の本拠の位置	1. 北海道	2. 東北	3. 北陸信越	4. 関東	5. 中部	運輸支局等
	6. 近畿	7. 中国	8. 四国	9. 九州	10. 沖縄	
種 別	1. 普通 2. 小型 3. 軽					
用 途	1. 乗用 2. 貨物					
自家用、事業用の別	1. 自家用 2. 事業用					
自家用車の使用者の属性	1. 個人 2. 法人 3. 官公庁					
車 名	1. トヨタ 2. ニッサン 3. ホンダ 4. マツダ 5. ニホンフォード					
	6. ユーノス 7. 三菱 8. いすゞ 9. スバル 10. スズキ					
	11. ダイハツ 12. キヤデラック 13. ビュイック 14. ポンテアック 15. シボレー					
	16. フォード 17. クライスラー 18. フォルクスワーゲン 19. B M W 20. アウディ					
	21. メルセデスベンツ 22. オペル 23. ポルシェ 24. ローバー 25. ジャガー					
	26. ミニ 27. ボルボ 28. シトロエン 29. プジョー 30. ルノー					
	31. フィアット 32. ランチア 33. ホンダオブアメリカ 34. トヨタTMM 35. その他					
型 式						
車 体 形 状	1. 箱型 2. ステーションワゴン 3. キャブオーバー 4. バン					
	5. ダンプ 9. その他					
車 両 総 重 量						kg
最 大 積 載 量						kg
累 計 走 行 距 離	拾万 万 千 百 拾 千					km
定期点検の実施状況	1年点検の実施有無					
	実施(2回)		実施(1回)		未実施(0回)	

排出ガスの識別記号を必ず記入して下さい。

走行距離計の数字(100m単位の数字は書かないで下さい。)

定期点検整備記録簿等により点検の実施の有無を確認して記入して下さい。

2. 点検項目及び点検結果等

- ・制動装置の「ブレーキの効き具合」については、テスト又はその他の適切な方法による点検結果を記入して下さい。
- ・「テストによる判定」中、黒煙については、テスト又は目視による点検結果を記入して下さい。
- ・「マフラの機能」については、テスト又は聴覚による点検結果を記入して下さい。

「車載式故障診断装置の診断の結果」

◎スキャンツールの使用状況 (車載式故障診断装置の診断の結果)

スキャンツール	汎用 ・ 自動車メーカー純正
---------	--------------------------

◎スキャンツールによる判定(車載式故障診断装置の診断の結果)
消去した故障コードの記号を記入してください。

(例) P0131	
-----------	--

「車載式故障診断装置の診断の結果」は、自動車ユーザーによる保守管理の観点から警告灯の点灯を目視で確認する方法も認めておりますが、整備事業者におかれましてはスキャンツールを接続した点検を積極的に実施いただきますようお願いします。

＜お知らせ＞

自動車の設計、製作に係わる疑いのある不具合情報は、国土交通省の自動車不具合情報ホットラインまで。



クルマの不具合情報をお寄せ下さい
自動車不具合情報
ホットライン

皆様の声は、メーカーがきちんとリコールしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用します。

フリーダイヤル **0120-744-960** (年中無休・24時間)
(オペレータ受付時間 平日9:30～12:00 13:00～17:30)

【ご注意】商品性や金銭に関わる問い合わせは受付対象外です。詳しくはよくあるお問い合わせをご覧ください。

本調査は、点検項目の見直し・検討への基礎資料とするために行っております。本調査をもって処分等を行うものではありませんので、積極的な提出をお願いいたします。